

仕 様 書 (案)

1. 事業名

令和8年度石川県台湾誘客現地PR事業

2. 事業目的

台湾における本県の認知度向上および継続的な誘客促進を図るため、現地において効果的な情報発信やセールス活動を実施し、本県のPR業務を担う観光レップを設置する。

台湾は、本県への来訪者数が最も多い重要市場であり、訪日リピーター層が多く、加賀・能登地域へのさらなる誘客が期待できる有望市場である。このため、現地旅行会社や航空会社等とのネットワークを強化し、本県のきめ細やかな観光情報を提供することにより、団体旅行やインセンティブ旅行、テーマ型旅行等、多様な旅行商品の造成・販売を促進し、定期便の利用促進および誘客拡大を図るとともに、観光需要の分散化を推進することを目的とする。

※活動指針

本事業の目的を実現するために、本県の魅力が台湾に的確に伝わり、現地旅行会社やメディア、消費者への訴求、商品造成・販売を促進することができるよう、現地及び本県の観光業界の状況を十分に把握し、本県の観光振興に資する視点から業務を遂行すること。

3. ターゲット

団体旅行で加賀・能登への送客・商品造成が見込める旅行会社

4. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

5. 事業内容

(1) 旅行会社等へのセールス活動

現地旅行会社、航空会社、OTA等を対象に、セールス活動を行い、本県とのネットワーク強化を図るとともに、本県を目的地とする旅行商品の造成・販売促進を働きかける。

①レップオフィスの設置

- ・石川県の観光PRの現地拠点として、レップオフィスを設置すること
- ・設置期間は令和8年8月から令和9年3月末までの8ヶ月を想定すること
- ・必要に応じて、石川県の活動に関するコンサルティング、サポートを行うこと

②セールスコール

ア 訪問社数：台北に加え、高雄の旅行会社等も含め35社以上をフォローし、商品造成・送客が見込める旅行会社には、複数回訪問すること（2回目以降はオンラインや電話等によるセールスも可とする）

イ 活動期間：原則、セールス活動は2月末までとし、3月は報告書作成期間とする

ウ 業務内容：

- ・セールスコールの企画、進行、管理、運営を行うこと
- ・活動方針を含む年間計画表を作成すること
- ・訪問先の候補について提案すること
- ・現地旅行会社に対し石川県の観光素材周遊型旅行商品（金沢エリア以外も含むもの）の造成の働きかけを行うこと
- ・場合によっては、県職員と共同セールスを行うこと。その際は、加賀・能登への誘客や具体的な商談が見込める旅行会社を提案し、アポイント取得や通訳等、現地でのアテンド対応を行うこと。なお、共同セールスも、訪問社数に含めることとする

- ・実施した旅行会社概要、セールス内容、フィードバック等について報告すること
- ・現地の社会情勢上、セールスが困難な場合は石川県との協議の上、セールス手法を変更することとする

③旅行会社招請

ア 対象：加賀・能登への送客が見込める旅行会社等（高雄を含み、計10社程度）

イ 日程：3泊4日程度

ウ 業務内容：

- ・商品造成担当またはキーマンを選出すること（招請にあわせ県内で商談会実施予定）
- ・招請に係る案内文書を作成し参加者へ送付すること
- ・石川県が指定する現地手配事業者との調整により、効率的な経費執行が可能と認められる場合は、航空券、旅行者保険及びWi-Fiルーター等について手配すること
※航空券の手配にあたっては、航空会社との連携等により、可能な範囲で合理的な手配に努めること
※航空券、旅行社保険、Wi-Fiルーターなど被招請者及び同行通訳の旅費については、別途県が負担するものとし、本業務の委託費には含めない
- ・事前の旅行会社へのヒアリングを通して、旅行会社の求める価格帯や嗜好を把握し、石川県が指定する手配事業者へ視察希望施設を共有し、行程を作成・翻訳すること
- ・原則全行程に、通訳できる者を1名同行させること（旅費は、見積りに含めない）
- ・参加者に対し、今後のマーケティングの参考となるようアンケートを視察終了後7日以内に実施・回収し、結果の翻訳・分析を行うこと
- ・参加者へ追加情報の提供等のフォローアップを行うこと

④旅行会社商品造成・送客へのフォローアップ

- ・旅行会社等へ随時連絡を取り、商品造成及び送客状況の把握を行うこと
- ・県が別途旅行会社等と連携して実施する事業等においてサポートを行うこと
- ・造成目標：企画提案書において、レップの働きかけによる能登・加賀エリアを含む商品の造成本数等について提案すること
※事業開始前に造成されていたツアーは基本的に含めない

⑤商品在庫調査および旅行業界における情報収集

- ・対象市場における旅行会社各社が、石川県をどのような地域として位置づけ、販売しているかについての調査を行い、その結果を報告すること
※小松空港発着の商品に限らず、富山空港、中部国際空港（セントレア）及び関西国際空港等、他空港を利用したツアー商品についても確認対象とする
- ・現地の旅行業界に関するニュースや、他自治体のPR状況等の把握に努めること

⑥実施状況の報告

- ・①～⑤の実施状況について、
ア 四半期ごとに石川県に報告書を提出する（9月末、12月末、3月19日）
※3月分については、四半期報告としては個別提出せず、実施報告書（統括版）に含めるものとする
イ 石川県と四半期報告書を提出するタイミングでミーティングを行うこと（WEB可）

(2) その他

①各種マーケティング活動（独自提案）

- ・委託金額の上限内で実施可能な事業内容について提案するとともに、本県の認知度向上を図るため、メディアへの働きかけを含む効果的なマーケティング活動について提案するこ

と。なお、提案に当たっては、具体的な活動内容、実施回数、KPI の設定及びその効果的な測定方法、並びに実施により期待される効果について明確に示すこと。

- ②石川県が台湾で実施するプロモーションにおいて、各種手配・対応すること
- ・職員の現地セールス時のコーディネート、同行通訳業務（2回×2日間程度）
 - ・プロモーション資料の作成・翻訳
 - ・[DiscoverIshikawa](#) の繁体字版パンフレットの増刷（2,000部）、在庫管理および発送業務
※仕上がり A4、展開寸法 A2、十字折り、両面カラー、マットコート 90kg に相当する規格データは県より提供する
 - ・県が出展する旅行博（台北、高雄）へ参加しステージイベントでのプレゼンテーションやブース対応に従事すること（各回 2 日間以上を目安とする）
※旅行博出展に係る費用（出展費、ブース装飾等）は本事業の提案には含めない
 - ・プロモーションに係る各種手配業務（概算金額 20 万円で見積もること）
※ノベルティの制作、お土産等の購入、Wi-Fi、専用車（タクシー）手配の経費を含む
 - ・各種問い合わせ対応（石川県観光親善大使に対するフォローアップを含む）

6. 事業の進め方

請負事業者は、主担当者、副担当者、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、問い合わせ等には即座に対応することとする。また、事業の実施にあたっては、石川県と密接な連携を保ちつつ作業を進め、各事業に着手をする際には協議をしたうえで着手するものとする。

7. 実施報告書の提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A4判）を作成し、8の履行期限までに石川県に提出すること。また、対面またはオンラインにより活動報告を行うこと。

（1）旅行会社等へのセールス活動（総括版）

- ・事業概要
- ・セールスコールの回数および訪問者リスト
- ・セールスコールの様子（写真画像を含む）
- ・旅行会社への働きかけの概要
- ・旅行会社招請の概要、アンケート結果
- ・旅行商品在庫レポート
- ・その他マーケティング活動の実施結果
- ・造成されたツアーの概要、本数、造成ツアーの送客数（見込みを含む）
- ・事業のふり返り及び今後の台湾誘客戦略に向けた提言
- ・その他石川県が指示したもの

（2）その他

- ・その他マーケティング活動の実施結果
- ・旅行博での活動実績
- ・当事業で作成した資料等
- ・パンフレットの増刷、配布先、在庫状況
- ・制作したノベルティの内容
- ・問い合わせ・対応内容

8. 履行期限

令和9年3月19日（金）

9. 本事業の期待する効果

- ・台湾市場における本県の認知度向上

- ・旅行会社等35社以上への営業活動実施
- ・加賀・能登エリアを含む旅行商品の造成促進
- ・旅行商品造成数および送客見込数の創出（造成ツアー数/送客見込数 提案による）
- ・継続的な営業ネットワークの構築

10. その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、石川県に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
- (7) 石川県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。